

## 管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の充実に向けた研究

研究代表者 中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学 学長

### 研究要旨

平成12年の栄養士法の改正により管理栄養士の業務として傷病者に対する栄養指導等が明示されて以降、医療・介護領域をはじめとして、管理栄養士の職務のあり方は大きく変化している。本研究では、管理栄養士教育の実態や課題を明らかにした上で、管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案を検討することを目標とした。

#### 【研究代表者】

中村 丁次（神奈川県立保健福祉大学 学長）

#### 【研究分担者】

鈴木 志保子（神奈川県立保健福祉大学 教授）

斎藤 トシ子（新潟大学 客員研究員）

遠又 靖丈（神奈川県立保健福祉大学 准教授）

加藤 昌彦（椛山女学園大学 教授）

村山 伸子（新潟県立大学 教授）

上西 一弘（女子栄養大学 教授）

塚原 丘美（名古屋学芸大学 教授）

神田 知子（同志社女子大学 教授）

栗原 晶子（大阪公立大学 教授）

#### 【研究協力者】

古畑 公（聖徳大学 教授）

飯田 綾香（神奈川県立保健福祉大学 講師）

片岡 沙織（神奈川県立保健福祉大学 講師）

中西 朋子（神奈川県立保健福祉大学 特別研究員）

### A. 研究目的

栄養士法の一部を改正する法律（平成12年法律第38号）の施行に伴い、管理栄養士の業務として「管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利

用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」に改められて以降、医療・介護領域をはじめとして、管理栄養士の職務のあり方は大きく変化している。

本研究は、管理栄養士教育の実態や課題を明らかにした上で、管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案を作成することを目的とした。

方策案を作成するにあたり、2カ年計画の本研究では、管理栄養士養成施設の管理者、教員、卒業生、現任の管理栄養士を対象に、卒前・卒後の教育実態、教育ニーズ、進路の実態等について多面的に検討する。さらに、諸外国の栄養士の養成制度・教育制度の現状を把握することで国際標準化のための管理栄養士教育のあり方等を提案する。

### B. 研究成果の概要

#### 1. 管理栄養士養成校の教育内容の実態に関するインタビュー調査

2000年栄養士法改正により、管理栄養士養成カリキュラムも大きく変更され、約20年が経過したが、現在の養成施設の教育に関する実態や、現場での教育ニーズは検証されていない。本研究では管理栄養士養成施設の主要教員から情報収集を行い、養成施設の教育（卒後教育を含む）に関する実態や教育ニーズを明らかにすることを目的に、管理栄養士養成施設の教員を対象にインタビューを実施した。

2022年8月から10月に管理栄養士養成校5校の臨地実習、臨床栄養学、公衆栄養学、大学院教育、進路支援の担当者にオンラ

イン会議システム（Zoom）を用いた半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。インタビュー内容は逐語録を作成し、テキストマイニングツール（Text Mining Studio、㈱NTT データ数理システム）によりことばネットワーク分析を行った。

臨地実習については、臨床栄養学において医療職として管理栄養士が活躍するためには長期間が必要であると考え一方、現状のカリキュラムでは難しいとの意見が多かった。また、公衆栄養学では、大学と自治体との関係性により、実習内容の質にばらつきがあることがわかった。教育ニーズ・教育内容については、導入教育を含めた体系的な教育や卒後の見通しを学生自身がイメージできるような教育、学部から学び続ける姿勢を身に付けさせることの必要性について言及されていた。管理栄養士養成を6年に延長すべきかの議論において、教員は管理栄養士養成に $+\alpha$ の教育の必要性を感じていた。ただし、管理栄養士の社会的評価や認知度等を考慮すると、現段階での6年制への移行は現実的ではなく、代替策を検討する必要がある。今後、これらを踏まえ、管理栄養士養成の質を向上させていくための検討が必要である。

## 2. 管理栄養士養成大学卒業生における就業実態に関する検討

管理栄養士養成大学の卒業生における進路の年次推移と、法律・制度等の社会的背景との関連を検討した。

進路の年次推移は、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が調査した「管理栄養士及び栄養士課程卒業生の就職実態調査」のデータを二次使用した。各職域の法律・制度及び給食施設数及び管理栄養士在籍数は、厚生省報告例、衛生行政報告例等の公的報告書等から調査を行った。

1995年度から2020年度の施設数と卒業生数の年次推移において、管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設の総数は252校22,278名から281校17,838名、管理栄養士養成施設は28校1,693名から142校10,446名、栄養士養成施設は223校19,001名から139校6,402名と、管理栄養士養成施設が増加、栄養士養成施設が減少していた。管理栄養士養成大学において管理栄養士・栄養士業務に就いた卒業生数は、1995年度に799名(47.2%)、2020年度に6,778名(66.7%)と増加した。

管理栄養士・栄養士業務に就いた卒業生

を職域別にみると、病院・診療所は、2000年度の331名を境に、2020年度には2,012名にまで増加した。一方、介護保険施設・老人福祉施設は、一つの職域として調査されるようになった2010年度以降、600名程度で推移した。栄養教諭・学校栄養職員は2000年度に44名、2010年度には300名と増加したが、2020年度には283名であった。病院・診療所は、2012年度、2018年度に栄養管理を入院基本料に包括するなど、管理栄養士の採用が雇用側の収益に大きく影響する診療報酬改定があったことが要因の一つであると考えられた。栄養教諭・学校栄養職員は、2001年度に教職員定数が改善され、2005年度に栄養教諭制度が施行となり、職員数の充実が図られた可能性が推測されたが、2010年度以降、大きな変化は認められなかった。

新規卒業生の雇用は、病院・診療所が法律や制度に伴い増加したと推測されたが、一施設あたりの管理栄養士や栄養士の人数が少なく、経験者の採用を重視している可能性の高い介護保険施設・老人福祉施設や栄養教諭・学校栄養職員では、一定程度の増加に留まっており、必ずしも法律や制度の影響を受けているとは言えなかった。

2017年度以降、管理栄養士課程の4年制大学を卒業し、管理栄養士として就職する者の割合は49%、栄養士として就職する者の割合は12%であった。職種における栄養士の構成比は、児童福祉施設(61.5%)、行政(29.0%)、学校(27.6%)の職種で高い割合となった。介護保険施設・老人福祉施設における管理栄養士の就職者数は、施設数の増加に伴って増加しているものの、医療施設のような施設数の増加以上の増員は見られなかった。2017年度から2020年度の管理栄養士養成大学における栄養士就職の分類は、児童福祉施設、行政、学校の職種で高い割合となった。いずれも制度上、栄養士としての設置が定められていることから、管理栄養士養成大学を卒業した場合でも栄養士雇用となっていると考えられる。現職の管理栄養士の業務評価やエビデンスの作成が今後の雇用状況の改善へ結び付く可能性があると考ええる。また管理栄養士養成大学においても、卒後教育の充実化や現場の管理栄養士と連携したエビデンスの創出に係る体制を構築することが、喫緊の課題なのではないかと考えられる。

### 3. 管理栄養士養成大学における教育課程等と進路に関する検討

管理栄養士の養成は、「栄養士法施行規則」や「管理栄養士学校指定規則」に定められるが、育成したい人材像や方針の違いから、各施設の養成実態には違いがある。そこで、管理栄養士養成大学における教育課程等と進路の関連を検討した。

卒業生における進路のデータは、研究1と同様一般社団法人全国栄養士養成施設協会が調査した「管理栄養士及び栄養士課程卒業生の就職実態調査」のうち、2017年度から2020年度のデータを二次使用した。厚生労働省、医歯薬研修協会、各対象大学のホームページから管理栄養士養成大学の入学定員数、管理栄養士国家試験受験者数および合格者数、カリキュラム(管理栄養士国家試験受験資格取得の卒業要件の有無、臨地実習単位数)を収集した。

管理栄養士養成大学137校のうち、国家試験受験者率100%の大学が14校ある一方、受験者率24.7%の大学や、50~80%の大学が44校あり、管理栄養士養成大学においても受験しない学生が多く存在することが明らかとなった。管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件である大学は63校(46%)であり、卒業要件でない大学と比較し、管理栄養士業務の就職率、管理栄養士としての病院・診療所の就職率が高かった。

管理栄養士国家試験取得のための最低臨地実習単位数が管理栄養士学校指定規則の4単位である大学は132校(96%)、5単位以上の大学は5校(4%)であった。5単位以上の大学は臨床栄養学関連の実習の単位数が多く、4単位の大学と比べて、管理栄養士としての病院・診療所の就職率、5単位以上の大学は管理栄養士業務の就職率が高く、栄養士業務、免許不使用の業務、進学・未就職が低い傾向であった。

管理栄養士業務の就職率が高い大学の特徴は、管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件であり、最低臨地実習単位数が5単位以上の大学であることが示唆された。関連の臨地実習のカリキュラムが充実している管理栄養士養成大学は、管理栄養士の専門性を活かした就職に結びつくと考えられる。管理栄養士の業務は診療報酬や介護報酬改定によって、より一層専門的知識や技能が必要な業務が増えてきている。今後の管理栄養士養成において、より専門的な実習を受ける機会をどのように設定し得るかについては、次年度も本研究事業において

引き続き検討する必要があると考えられた。

### 4. 管理栄養士養成大学卒業生における教育及び臨地実習に関する調査

管理栄養士養成大学を卒業した者を対象として、管理栄養士の認知度、管理栄養士養成大学入学のきっかけ、および臨地実習の状況を把握し、管理栄養士養成大学における教育の更なる充実化を図るための方策案を作成することを目的とした。

対象者は、2022年3月に管理栄養士養成大学(以下、「養成校」とする。)を卒業した者(2022年4月1日現在、22歳以上、新卒1年目)とした。調査期間は2022年9月1日から2022年10月15日とした。調査方法はwebアンケートフォームを利用したweb調査とした。調査内容は、「基本属性」、「養成校入学前の管理栄養士の認知度・資格取得のきっかけ・受験時の状況」、「臨地実習に対する意識」、「卒業した養成校に対する意見」とした。

管理栄養士の存在は中学生の時に知った者が最も多く(110人(29.6%))、管理栄養士を知るきっかけは「保護者」が最も多かった(123人(33.2%))。養成校を志望した時期は高校3年生が最も多く(148人(39.9%))、養成校を志望した理由(複数回答)は、「食事や栄養に関心があるから」(292人(78.7%))、「国家資格が取得したかったから」(229人(61.7%))が半数を超えていた。臨地実習の実施状況は、給食経営管理論、臨床栄養学、公衆栄養学のいずれの実習においても「対面で実施した」との回答が最も多かったが、公衆栄養に関する臨地実習は、4割程度がオンラインのみで実施していた。臨地実習の満足度は、「全く満足していない」を0、「非常に満足している」を10として回答を求めたところ、給食経営管理は $7.0 \pm 2.3$ 、臨床栄養は $7.2 \pm 2.3$ 、公衆栄養は $6.3 \pm 2.2$ であった。入学した養成校を卒業してよかったか否かについて、10「非常に満足している」と回答した者が最も多かった。養成校のカリキュラムに対する意見で最も多かったものは「今のままでよい」(149人(40.2%))であったが、指摘事項として最も多かったものは「時間割の過密さ」(129人(34.8%))であった。現在の進路の満足度は、「全く満足していない」を0、「非常に満足している」を10として回答を求めたところ、現在の進路の満足度は $6.4 \pm 2.3$ であった。対象者が考える、管理栄養士資格又は管理栄養士に対して魅力を感じるために求められる授業

や機会（チャンス）を調査したところ、最も多かった回答は「現場の管理栄養士とのふれあい」（259人（69.8%））であった。

管理栄養士の存在は中学生の時に把握する者が最も多かったこと、憧れの管理栄養士の存在は非常に低かったこと、養成校を卒業した者が、現在養成校に在学している者が管理栄養士の魅力を感じる方策として7割程度が「現場の管理栄養士とのふれあい」と回答したことなどから、中学生や小学生に対して、現場で生き生きと管理栄養士の存在を示すことが管理栄養士に対する認識を高めること、養成校においても、積極的に現場で活躍している管理栄養士と触れ合う機会を設定することが、管理栄養士が管理栄養士資格に魅力を感じることができることなどが考えられた。また、入学する養成校は、当該校の国家試験合格率を最も重要視しているのに対し、教えを受けたい教員の存在などはほとんど意識されていないことから、教育内容よりも国家試験の取得が入学の第一義となっていることが明らかとなった。臨地実習に対する認識・評価では、オンラインのみ、オンラインと対面の併用による実施が対面での実施に比べ満足度および現在の進路への影響が低いことが明らかとなったことから、臨地実習は対面での実施が望ましいこと、対面で実施することが困難な状況下では、教育方法や教育内容を十分に検討することが求められると示唆された。

## 5. 管理栄養士の学歴及び職域と年収に関する疫学調査

管理栄養士有資格者を対象に、学歴及び職務等の実態を年収面から検討した。

公益社団法人日本栄養士会が2018年11月に実施した「管理栄養士・栄養士資格取得者の就業の実態に関する調査研究」のインターネット調査のデータを二次利用した。管理栄養士有資格者かつ管理栄養士・栄養士として就業している者8,227名を対象とし、年収は階級値をとり、最終学歴、職域等ごとに年収分布を求めた。

全対象者の年収分布の中央値は、350万円であった。主たる業務に必要な資格（栄養士、管理栄養士）の年収中央値に差は認められなかったものの、主たる業務に必要な資格が栄養士である者の77.6%は、年収中央値の高い食育・教育の職域に属していたことから、職域が年収に影響している可能性が示唆された。最終学歴別の年収分布は有意

差が認められ、大学院博士（年収中央値650万円）、大学院修士及び短期大学（年収中央値450万円）の順に高かった。年代ごとに見ると、専門学校、短期大学、専攻科、大学の年収に差は認められず、短期大学の平均年齢（47.0±8.6歳）は大学（34.9±10.2歳）と比べ高かった。そこで、性・年齢を調整して解析した結果、最終学歴において、専門学校を基準とした場合、大学の一部と大学院修士、大学院博士でオッズ比が有意に高かった。また、職域においても、医療を基準とした場合、食育・教育及び行政でオッズ比が有意に高かった。以上より、年収には学歴及び職域が影響していることが示唆された。

## 6. 管理栄養士の卒前・卒後教育の充実に向けた実務者インタビュー調査

管理栄養士の評価の対象の一つとなる診療報酬や介護報酬等に係る管理栄養士の勤務先（医療施設、高齢者福祉施設、障がい者施設、行政等）に勤務、または勤務経験のある管理栄養士に対して、現場で求められる管理栄養士・栄養士養成施設での教育、卒後教育、臨地実習、および専門管理栄養士制度に対する考えを調査し、管理栄養士・栄養士養成施設（以下、「養成校」とする。）における教育の更なる充実を図るための方策案を作成することを目的とした。

2023年3月に、1) 養成校を卒業している者、2) 管理栄養士の評価の対象の一つとなる診療報酬や介護報酬等に係る医療施設、高齢者福祉施設、障がい者施設、行政等に10年以上勤務する、あるいは10年以上勤務経験のある者、3) 臨地実習の学生を受け入れた経験を有する者、以上の全ての条件に合致する者6名に対して半構造化インタビューを実施した。

養成校での教育では「管理栄養士の社会的な役割などを明確に把握するためにも、管理栄養士における職業倫理を教えてほしいと考えること」、養成校の教員には「現場を経験しており、管理栄養士の活躍を学生に伝えられること、学生と一定の距離を保ちながら学生と丁寧に向かうことを求める」こと、臨地実習では「臨地実習に臨む学生には、礼節や接遇を身につけるべきであると感ずること」や、「臨地実習にはプリセプター制度を導入することで、臨地実習の質を向上させるのみならず、臨地実習の受け入れ施設の管理栄養士の知識のブラッシュアップにもつながることが期待される」こと、臨地実習では限られた職域しか経験するこ

とができないため、「正課外においてインターンシップ制度を導入することが望ましいと考える」こと、管理栄養士は「養成校を卒業後も継続して学ぶことが必要である」ことなどが明らかとなった。

養成校に在学している学生が管理栄養士の行動指針や責任の範囲などについて理解することは、養成校での学びや臨地実習の意義を十分に理解することにつながることで想定されることから、管理栄養士・栄養士の職業倫理を策定し、養成校において学生に教えることが必要であると考えられた。また、臨地実習は、実習先による教育内容のばらつきを小さくするためにも、プリセプター制度を導入することが、質の高い臨地実習を実施するためにも必要であることが示唆された。

## 7. 栄養士教育の国際比較に関する文献的研究

日本の管理栄養士養成は、欧米諸国と比べて、養成者数が多い一方で臨地実習・インターンシップの時間数が極めて少ないことが問題として挙げられてきた。既存の日本と諸外国との栄養専門職養成の国際比較を行った文献的研究は2012年以前のもので、主に先進国との比較に限られる。本研究では、国際栄養士連盟(ICDA)が国際基準の主要項目としている「学士(大学卒業相当)の学位」と「監督下で実施する専門的な実習の時間数(500時間以上)」の2点について、既存資料に基づいて日本と低所得国も含む諸外国との栄養専門職養成の国際比較を行うことを目的とした。

2022年2月時点において国際栄養士連盟に加盟していた49地域を対象とした。なお、対人的な栄養管理サービスを職能とする栄養専門職のうち、最も取得基準が高度なものを対象とした(例:日本の場合、管理栄養士)。既存文献による情報収集に基づくナラティブレビューとして、ICDAのWebページや各国の栄養士会のWebページの他、各地域の政府機関や法律の条文から、対象とする情報を収集した。調査項目は、1)対象

とする栄養専門職が学士以上の学位を必要としているか、2)対象とする栄養専門職の臨地実習・インターンシップの時間数の2つとした。

世界のICDAに加盟する49地域のうち、41地域が対象に含まれた。その結果、必須学位については、「学士以上」に該当したのが30地域(73.2%)で、「学士未満も可」は日本を含む8地域(19.5%)であった(残りは「不明」)。臨地実習・インターンシップの時間数については、32地域の情報を把握することができ、このうち基準時間数が最も低値であったのが日本で、日本だけがICDAの国際基準(500時間相当)を下回っていた。

日本の管理栄養士制度は、ICDAの国際基準の主要項目である「必須学位」と「臨地実習・インターンシップの基準時間数」のいずれも満たさない世界的に極めて低水準の教育基準であることが示唆された。

## C. 結論

管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の充実に向けた研究では、7つの分担研究を通して、教育実態、教育ニーズ、進路の実態、諸外国の栄養士の養成制度・教育制度の現状を明らかにした。

今後、これらの基礎資料をもとに、国際標準化のための日本の管理栄養士教育のあり方を提案していく。

## D. 健康危険情報

本研究において、健康危険情報に該当するものはなかった。

## E. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## F. 知的財産権の出願・登録状況

なし